

# KUNPU NEWS

2020.7月号 (VOL.17)

薫風国際特許事務所

□代表弁理士	渡 邊 薫 (Kaoru WATANABE)
□副代表・パートナー弁理士	井 上 美和子 (Miwako INOUE)
□パートナー弁理士	石 森 昭 慶 (Akiyoshi ISHIMORI)
□弁理士	石 渡 保 敬 (Yasutaka ISHIWATA)
□弁理士	松 田 政 広 (Masahiro MATSUDA)
□弁理士	田 中 佑 佳 (Yuka TANAKA)
□弁理士	松 中 真由美 (Mayumi MATSUNAKA)
□弁理士	中 谷 武 平 (Takehira NAKATANI)
□弁理士	森 谷 太 (Futoshi MORIYA)
□弁理士	内 田 高 正 (Takamasa UCHIDA)
□弁理士	西 田 憲 孝 (Noritaka NISHIDA)

## 目次

1 はじめに	p. 1~2
2 本号の特集記事 ~令和元年の意匠法改正について~	p. 2~10
3 最近の知財動向トピックス	p. 10~11
4 注目データ ~特許出願技術動向調査について~	p. 11~13

## 1 はじめに

代表弁理士 渡邊 薫

久しぶりの KUNPU NEWS の発行になります。お時間があるときにご一読いただければと存じます。本号の特集記事では今般の意匠法改正を取り上げました。近年においては大きな意匠法改正とも言えますので、ご精読をいただければ幸甚です。

さて、当所の東京オフィスは、昨年11月に、泉岳寺から田町オフィスへ移転し、所員一同心を新たに新オフィスで業務を開始しております（最寄り駅は、JR 田町駅又は都営地下鉄三田駅です）。弁理士の総数は11名となっています。昨秋から育児休業をいただいていた弁理士・松中真由美は7月末に復職の予定です。

現在、新型コロナウイルス感染流行の問題がまだ収束していない状況ですが、当所では、除ウイルス対策などを施しておりますので、ご面談が必要な場合は、マスクをご準備の上、ご来所いただきます様、何卒よろしくお願い致します。

我々は、新型コロナウイルス・パンデミックという予想もしない状況に直面し、その行動には変容が求められ、公衆衛生の概念や働き方を含めた新しい様式での生活が求められる時代の中で生きていくことになりました。また、当面は国内外において厳しい経済・財政状況となると思われまます。

この状況下、知的財産に関しても、今後は一層、ビジネスツールとしての新しい活用方法がより深く考えられていくことが考えられます。例えば、後述の記事（3 最近の知財動向トピックス）にもありますように、医薬等の分野では、特許の無償開放という動きも一部出てきております。有効なワクチンや抗ウイルス薬が一企業だけの特許となり、当該企業だけでは製造量が追いつかない状況等になれば、特許の無償開放は現実化するのかもしれない。元々、特許制度には公益的な側面等からの強制実施権が発動される仕組みが用意されており、特に、感染症や大災害などの非常事態下では、私権である特許権の効力を制限して特許発明の公益的実施を優先することが想定されています。例えば、生命維持に係る重要技術等では、強制実施権の発動や特許の無償開放の動きも起こり得るでしょう。

しかし、企業は、新技術の研究開発に多大な投資をしていますから、この投資が特許権を後ろ盾に回収できなければ、企業の継続的な技術開発活動が阻害されてしまうことにな

り、ひいては産業活動にも悪影響を与えかねません。そうであれば、公益的要請で特許の強制実施が求められた企業、あるいは特許の無償開放を自主的に推進し社会に貢献した企業に対しては、何らかの公的な支援（例えば、税の優遇等）が与えられてもよいのではないかと考えます。

パテントプール（\*注1）の仕組みなどに代表されるように、複数の特許を活用して技術の標準化（規格化）を促進する手法が一部の技術分野で既に利用されています。この手法は、特許権によって技術の囲い込みをするよりも技術の普及、ひいては市場の拡大を優先するという基本的な考え方に立っています。例を挙げれば、特許で商品を独占して10億の売り上げを得るより、特許をオープン化することにより技術を普及させて100億の市場を創りそのシェア20%を獲得した方が企業にとってメリットがあるという考え方と言えます。クロスライセンス（\*注2）も基本的には「技術のオープン化」という考え方に立つ手法でしょう。

技術は、より広く世の中の役に立つこそ意味があると考えれば、例えば、自社の特許技術をポートフォリオ化するときに、公益的視点で広く役に立つ特許か否か（公益性）という視点や軸を加えて、自社特許の価値評価を行ってみることも検討に値すると考えます。

新型コロナウイルス・パンデミックの状況下、真に人間社会に貢献し得る技術とは何なのかを改めて考え直し、それを事業戦略や技術開発戦略に組み入れる機会としてもよいでしょう。

\*注1）**パテントプール**：複数の特許権者が所有する特許を、一つの組織体で管理運用することにより、その組織体に所属する構成員が必要に応じてライセンスを受けることができる仕組み。

\*注2）**クロスライセンス**：双方が保有する特許権の行使を相互に制限し合うライセンスの一形態。双方において、自由に技術開発やビジネスを行いたいというニーズがマッチするときに成立する。

## 2 本号の特集記事 ～令和元年の意匠法改正について～ 弁理士 西田憲孝

令和元年5月17日に意匠法の一部を改正する法律案（以下、改正意匠法という。）が公布され、その改正意匠法が令和2年4月1日に施行されています。令和元年の意匠法の改正は、従前の制度を大きく変更する改正となっています。

そこで、令和元年の改正意匠法の注目すべき点をご紹介します。

### 1. 改正意匠法の概要

改正意匠法では、主に「保護対象」及び、類似する意匠についても意匠権の取得が可能となる「関連意匠制度」が拡充され、意匠権の存続期間が変更されました。

従来の意匠法では、物品（画像を含む）に係る意匠、物品の部分の意匠（部分意匠）、組物の意匠、が保護対象となっていました。

令和元年の意匠法の改正により、保護対象を拡充し、物品に係る意匠及び組物の意匠の他に、画像の意匠、建築物の意匠、内装の意匠、これらいずれかの一部分の意匠、も意匠法の保護対象となりました。

### 2. 画像を含む意匠

従来の意匠法では、物品に係る意匠のみが保護対象とされていましたが、改正意匠法では、新たに画像が意匠と認められ、物品から離れた画像それ自体も保護対象とされています。

したがって、改正意匠法によって、意匠登録出願人が画像を含む意匠について意匠登録を受ける方法には、（1）物品から離れた画像自体の意匠である「画像意匠」として保護を受ける方法、（2）物品又は建築物の部分としての画像を含む意匠である「物品等の部分に画像を含む意匠」として保護を受ける方法、の2通りがあります。

#### （1）画像意匠

画像意匠は、以下の少なくともいずれか一方に該当する場合に、保護対象となります。

## 1-1 機器の操作の用に供される「操作画像」(図1参照)

【図1】

&lt;操作画像に該当する画像の例&gt;

「商品購入用画像」  
(ウェブサイトの画像)「アイコン用画像」  
(クリックするとソフトウェアが立ち上がる操作ボタン)

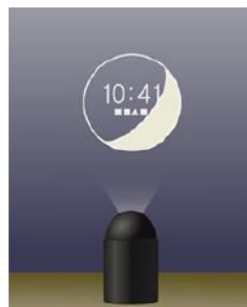
## 1-2 機器がその機能を発揮した結果として表示される「表示画像」(図2参照)

【図2】

&lt;表示画像に該当する画像の例&gt;



「医療用測定結果表示画像」



「時刻表示画像」(壁に投影された画像)

## (2) 物品等の部分に画像を含む意匠

また、物品等の部分に画像を含む意匠は、物品に記録され、物品の表示部に示された、以下の少なくともいずれか一方に該当する場合に、保護対象となります。

## 2-1 画像を表示する物品の機能を発揮できる状態にするための操作画像(図3参照)

【図3】

&lt;物品の機能を発揮するための操作画像に該当するものの例&gt;



【正面図】

【表示部分拡大図】

基本設定	詳細な設定	機能入力
白黒	100%	自動
フルカラー	1.41倍	フル A4
コピー濃度	70%	フル A3
	他の機能	手差し

【意匠に係る物品】複写機  
 【意匠に係る物品の説明】正面図及び表示部分拡大図に表された画像は、複写のための各種設定を行うものである。  
 【意匠の説明】実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。



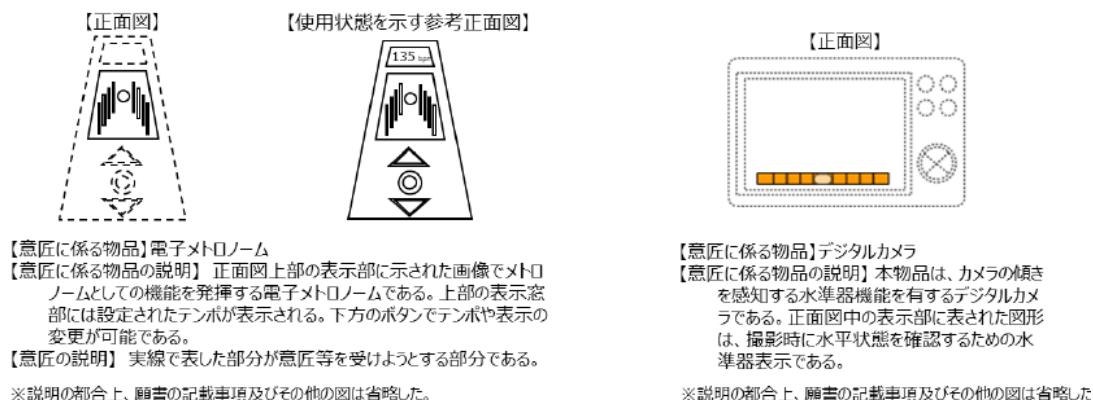
【正面図】

【意匠に係る物品】音楽再生機能付き電子計算機  
 【意匠に係る物品の説明】正面図に表された画像は、選曲方法を選択するためのものである。  
 【意匠の説明】実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

2-2 画像を表示する物品の機能を果たすために必要な表示画像（図4参照）  
【図4】

＜物品の機能にとって必要な表示画像の例＞



3. 建築物の意匠

改正意匠法上の建築物であるためには、(1) 土地の定着物であり、かつ、(2) 人工構造物（土木構造物を含む）であること、が必要となります。したがって、上記要件を満たす建築物の形状等であって、視覚を通じて美観を起こさせるものが、建築物の意匠として改正意匠法の保護対象となります。

＜意匠法上の建築物に該当するものの例＞

商業用建築物、住宅、学校、病院、工場、競技場、橋りょう、電波塔 など

4. 内装の意匠

改正意匠法上の内装の意匠に該当するためには、以下の(1)から(3)の要件を全て満たすものでなければなりません。(1) 店舗、事務所その他の施設の内部であり、(2) 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであって、(3) 内装全体として統一的美観を起こさせるものであること、が必要となります（図5～図8参照）。

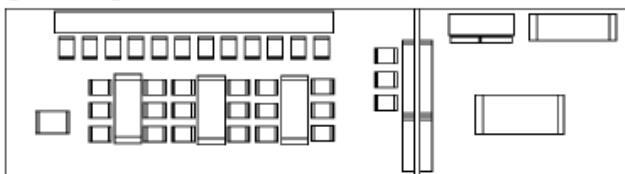
【図5】

【意匠に係る物品】喫茶店の内装

＜特徴記載書＞

【意匠の特徴】本願意匠は、厨房を仕切る壁に取り付けられた板状の部材、椅子、テーブル等の什器について、いずれも角を斜面状とした点に特徴がある。

【平面図】



【正面図】

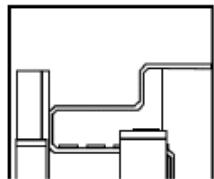


—次ページに続く—

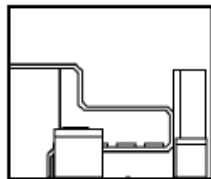
【背面図】



【左側面図】



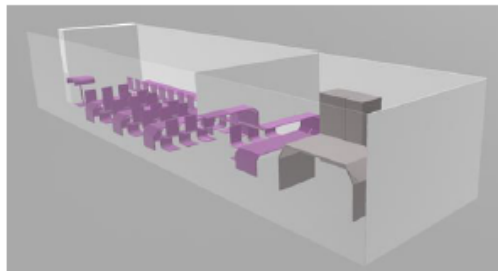
【右側面図】



【実施状態を示す参考図】



【正面側の壁を透過させた参考図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。  
 ※本事例は、内装全体として統一した美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

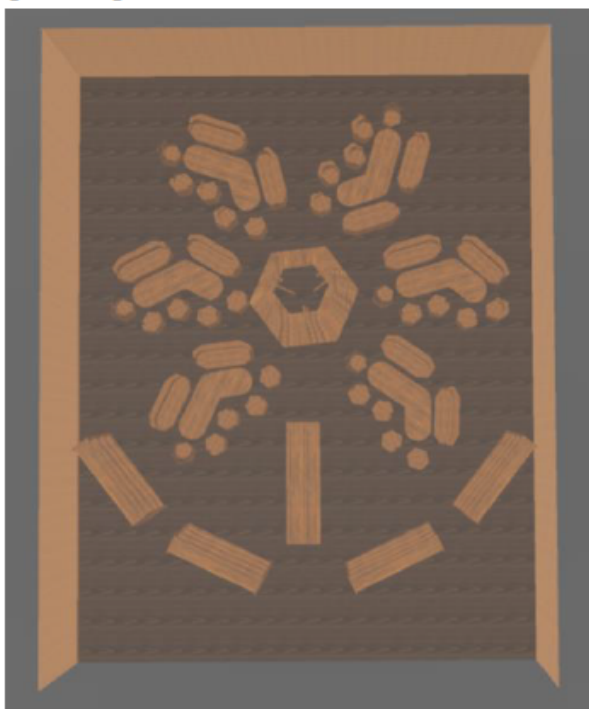
【図6】

#### 【意匠に係る物品】 図書館用図書室の内装

##### <特徴記載書>

【意匠の特徴】 本願意匠は、図書館における、植物に関連する書籍を集めた図書室の内装であって、壁、天井及び各什器を木目調で統一し、上方から空間全体を見渡した際に一輪の花のよう見えるよう、各什器が配置されている。

【平面図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。  
 ※本事例は、内装全体として統一した美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

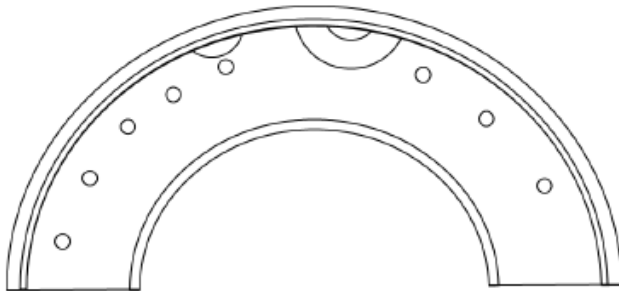
## 【図7】

## 【意匠に係る物品】 博物館用渡り廊下の内装

## ＜特徴記載書＞

【意匠の特徴】 本願意匠は、博物館の来訪者に太陽系の惑星の順序や大きさのイメージをわかりやすく伝えることを目的として、室内壁全体の大きさを太陽の直径と仮定し、各惑星を模した照明器具を順々に、かつ大きさの比率を再現しながら、来訪者の動線上に配した点に特徴がある。

## 【平面図】



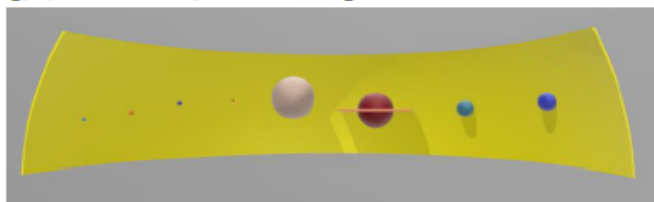
## 【正面図】



## 【各部の名称を示した参考正面図】



## 【実施例を示す参考正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。  
 ※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

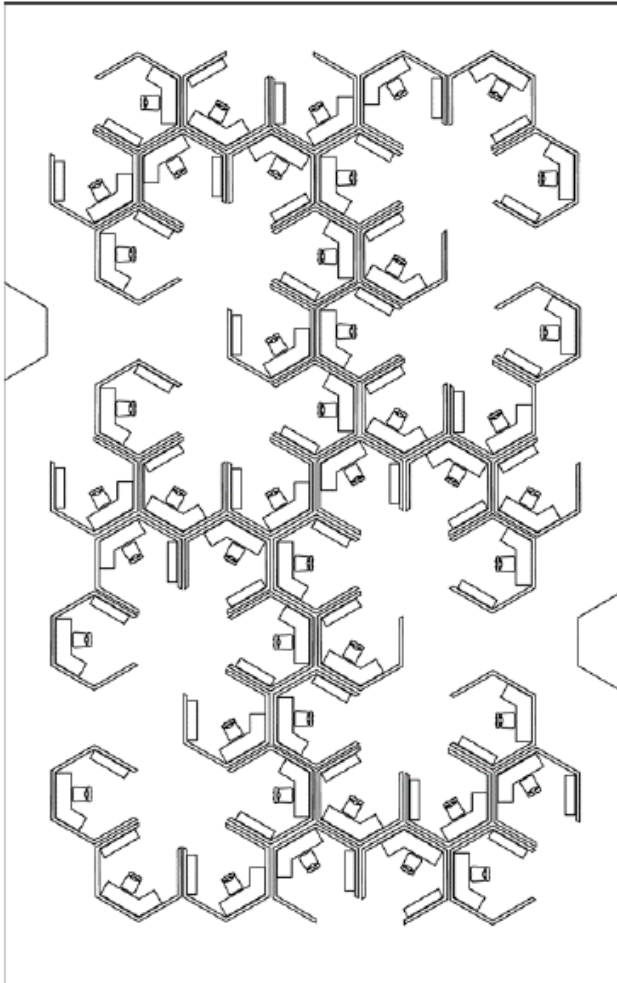
【図8】

【意匠に係る物品】 オフィスの執務室の内装

&lt;特徴記載書&gt;

【意匠の特徴】 本願意匠は、個々のチームが一体感を保ちながらも、従業者一人一人がそれぞれの作業にこもるようにして集中できるよう、個人のユニットを六角形にし、蜂の巣状に配置するとともに、必要に応じて他のチームメンバーとも議論できるよう、平面視左上と右下の台形部を、少人数で集まって議論するためのスタンディングデスクとして、いる点に特徴がある。

【平面図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。  
 ※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

## 5. 関連意匠制度の拡充

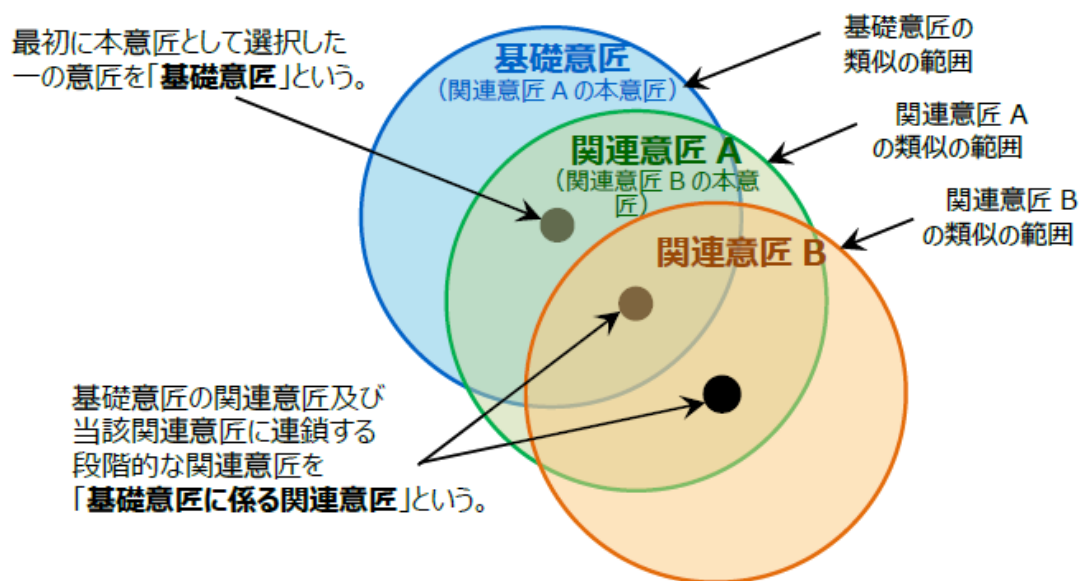
関連意匠制度は、一のコンセプトから多くのバリエーションの意匠が継続的に創作された場合に、これらの意匠について、同一出願人から出願された場合に限り、各々の意匠について意匠権の取得を可能とする制度です。

改正意匠法では、近年の長期的な市場動向等を踏まえ、一貫したコンセプトに基づいて進化していく意匠を連鎖的に保護するため、関連意匠制度を拡充する改正を行っています。

### (1) 主な改正点 1

従来、本意匠に類似する意匠だけが関連意匠として登録可能でしたが、改正意匠法では、本意匠に類似する意匠だけでなく、関連意匠にのみ類似する意匠も更なる関連意匠として登録可能になっています（図9参照）。なお、最初に出願した本意匠を「基礎意匠」と言います。

#### 【図9】

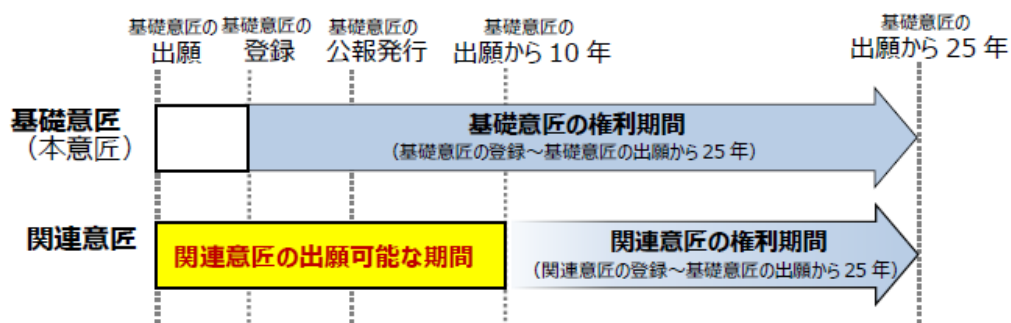


### (2) 主な改正点 2

改正意匠法では、関連意匠として意匠登録出願できる期間が延長されています。

具体的には、従来、関連意匠についての意匠登録出願は、本意匠についての意匠公報発行日前まで出願可能でしたが、改正により、基礎意匠の意匠登録出願の出願日以後であって、その基礎意匠の意匠登録出願日から10年経過する日前までに出願することができます（図10参照）。

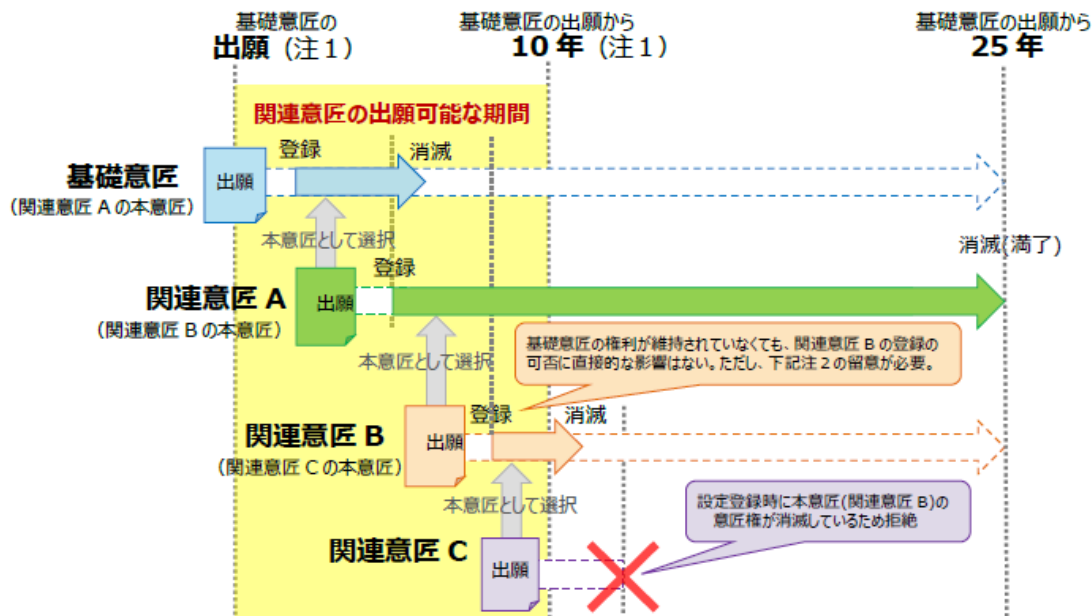
#### 【図10】





なお、関連意匠の意匠権の設定登録の際に、その本意匠の意匠権が消滅又は放棄されているときは、その関連意匠については意匠登録を受けることができないことに注意が必要です（図 1 1 参照）。

【図 1 1】



(注 1) 関連意匠として意匠登録を受けるための要件や先後願の判断においては、優先権主張の効果が認められる場合は優先日で判断

(注 2) 本事例において、基礎意匠の意匠権の消滅後は基礎意匠と同一又は類似の自己の公知意匠が関連意匠 B の新規性や創作非容易性の判断において除外されないこととなるため注意を要する。  
(詳細は、本部 3.7.3「消滅等した関連意匠と同一又は類似の自己の意匠に対する意匠法第 10 条第 8 項の規定の適用について」参照)

### (3) 主な改正点 3

上記改正点に応じて、関連意匠についての意匠登録出願が拒絶されないように、新規性及び創作非容易性の規定の適用が一部除外されています。

具体的には、公知となった、関連意匠の意匠登録出願の出願人の自己の意匠のうち、関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する意匠については、審査官は、当該関連意匠の新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外することとされています。

## 6. 意匠権の存続期間の変更

昨今、意匠権の存続期間の更なる延長を求めるニーズが高まっており、企業特有のデザインコンセプトの開発を支援し、ブランド価値の向上を促進する観点等から、意匠権の存続期間が、「意匠権の設定登録日から 2 0 年」から「意匠登録出願の日から 2 5 年」に変更されています。

これにより、特許権（及び実用新案権）と意匠権の存続期間の終期の起算日が、共に出願時に統一されています。

## 7. 今後の知財戦略

以上より、近年は、様々な分野の企業等が、独自に開発した技術だけでなく、製品等のデザインについてもより一層重要視していることが考えられます。

したがって、今後の知財戦略としましては、開発の成果物に対して、技術面の保護

を求める特許出願と併せて、デザイン面の保護を求める意匠登録出願を行うことの重要性が高まっています。

そこで、デザイン面については、開発した製品等のデザインについて意匠登録出願を行い、その後段階的に周辺の類似する意匠等についても様々な形態の意匠登録出願を行っていくことを、知財担当者様や発明者様とご相談しながら、検討していきたいと考えております。

(参考)

意匠審査基準 第IV部 個別の意匠登録出願

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa\\_kijun/index.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html)

意匠審査基準 第V部 関連意匠

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa\\_kijun/document/index/isho-shinsakijun-05.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/document/index/isho-shinsakijun-05.pdf)

令和元年法律改正（令和元年法律第3号）解説書 第2部 意匠法の改正項目

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/2019/index.html>

### 3 最近の知財動向トピックス

弁理士 中谷武平

#### (1) 新型コロナウイルス感染症と戦う知財宣言

2020年4月3日、「知的財産に関する新型コロナウイルス感染症対策支援宣言（COVID-19と戦う知財宣言）」プロジェクトが立ち上がりました。このプロジェクトは、新型コロナウイルス感染症対策に関する技術を開発する企業や研究機関などに対して、特許権などの知的財産の無償開放を呼びかけるものです。この無償開放によって、ウイルスの検査や治療技術・医療機器などの開発が加速し、世界経済に深刻な影響を与える新型コロナウイルス感染症が早期に収束することが期待されています。

この宣言に賛同する企業は、ソニー株式会社、キヤノン株式会社、トヨタ自動車株式会社など70社以上で、無償開放されている特許権等は約80万件以上になります（2020年6月1日現在）。同プロジェクトのWebサイト（<https://www.gckyoito.com/covid19>）にアクセスして、「COVID対策支援宣言の手順」に従って手続きすることで、この宣言に賛同できます。

#### (2) 遠隔授業、著作物利用しやすく

2020年4月28日、教科書などの著作物を遠隔授業で利用しやすくする改正著作権法が施行されました。新型コロナウイルス感染拡大にともなう休校をうけ、学習環境を整えるために前倒しで施行されました。

従来の著作権法では、対面授業のみ著作物の複製が認められていました。この法改正により、営利を目的としない教育機関は、一定の補償金を授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）に支払えば、授業の目的で必要と認められる範囲の著作物を遠隔授業でも利用できるようになります。なお、この補償金は2020年度に限り暫定的に無償とされています。

#### (3) 知的財産推進計画2020

2020年5月27日、政府は知的財産戦略本部（本部長・安倍晋三首相）を開き、「知的財産推進計画2020」を決定しました。この計画には、デジタル技術を使って行政や企業の事業を変革する「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の推進が盛り込まれました。

また、この計画には「AI・IoT技術の進展に伴い、様々なビジネスモデルが登場し、新たな紛争処理や権利保護のニーズ等が高まり、さらに、オープンイノベーションの進展によりスタートアップ等の役割が高まっている。このような状況を踏まえて、AI・IoT技術の時代にふさわしい、紛争解決機能の強化を含む特許制度の在り方を検討し、必要な施策を講じる」とも記されました。

#### (4) 特許庁、初めて特許を取得

2020年5月11日、特許庁は「特許文献検索システム」に関する特許（特許第6691280号）の取得を発表しました。このシステムは、言語及び特許分類の種類が様々である世界中の特許文献を、人工知能（AI）などを活用して一括検索できるものです。

特許庁による特許取得は初めてのことだそうです。発明者は特許庁の審査官ですが、「公正に審査がされた」ということです。

## 4 注目データ ～特許出願技術動向調査について～

弁理士 森谷 太

「特許出願技術動向調査」（出典：経済産業省）は、注目度の高い技術テーマを対象に、その出願動向等を調査して技術トレンドをつかみ、日本の研究開発の方向性を見定めるものです。

調査結果は報告書としてまとめられ、迅速・的確な審査の基礎資料として、また、企業・大学・研究機関等が研究開発戦略等を策定するための基礎資料として活用されます。

令和元年度は下記10テーマを対象にして調査されています。

1. 電子部品内蔵基板
2. 制御ラジカル重合関連技術
3. 福祉用具
4. V2X通信技術
5. スポーツ関連技術
6. インフラ設備のIoTを活用した維持管理技術
7. 3Dプリンタ
8. 宇宙航行体
9. マテリアルズ・インフォマティクス
10. AIを用いた画像処理

ここでは、上記10テーマのうち、V2X通信技術及びスポーツ関連技術の2つのテーマの調査結果をご紹介します。

### V2X通信技術

V2X通信技術とは、IEEE802.11p方式の車車間・路車間通信や、セルラーネットワーク技術を利用した車車間・車-サーバ間通信等、車とモノとの無線通信技術をいいます。

V2X通信技術は、コネクテッドカーや自動運転車の実現のためにカギとなる技術として研究開発が進められています。

V2X通信技術を利用したシステムの市場規模は、今後拡大する見込みです。

応用産業：自動運転、車両制御、テレマティクスサービス、セルラ通信

出願件数は増加傾向にあり、2015年以降は特に中国と韓国からの出願が増加しています。

次のページの出願人ランキング（日米欧中韓への出願、出願年（優先権主張年）：2010-2017年）では、通信機器関連企業が上位を占める一方で、自動車関連企業もランクインしています。

<出願人ランキング（2010-2017年、日米欧中韓への出願）>

順位	出願人	件数
1	LG エレクトロニクス（韓国）	255
2	ファーウェイ（中国）	152
3	クアルコム（米国）	124
4	デンソー	116
5	エリクソン（欧州）	86
5	サムスン電子（韓国）	86
7	ZTE（中国）	72
8	ゼネラルモーターズ（米国）	65
9	パナソニック	63
10	電信科学技術研究院（CATT）（中国）	60
11	住友電気工業	58
11	トヨタ自動車	58
13	日本電気	54
14	ソニー	47
14	インテル（米国）	47
16	コンチネンタル（欧州）	46
17	三菱電機	45
18	NTT ドコモ	39
18	現代自動車（韓国）	39
20	韓国電子通信研究院（ETRI）（韓国）	37
21	ノキア（欧州）	34
22	OPPO（中国）	33
23	普天信息技术（POTEVIO）（中国）	30
24	BMW（欧州）	27
25	フォード（米国）	26
26	京セラ	25
26	フォルクスワーゲン（欧州）	25
28	富士通	21
28	ボッシュ（欧州）	21
30	アウディ（欧州）	20

他にも、国毎の出願技術内容の統計から、状況に応じて種々の通信パラメータ（リソース・送信電力・通信経路等）を制御する適応制御技術のうち、車両側状態・位置・移動経路に基づく制御等の自動車との関連の強い適応制御技術に関しては、中国と韓国の注力度は日本、米国、欧州より低い傾向があるとの分析がなされています。

V2X通信技術は、自動車という特有の環境、特有のサービスへの適応が求められるため、こうした適応制御技術は不可欠の技術であり、日本も他国の状況を踏まえつつ、注力する必要があると提言されています。

#### スポーツ関連技術

スポーツ関連技術（スポーツテック）としては、「競技スポーツ」のみならず、一般の人の「レクリエーションスポーツ」や「健康目的の運動」も調査対象とされています。

国内のスポーツ ICT 市場は2018年の約898億円から急速に拡大し、2025年には9,703億円に成長するとの予測があると述べられています。

累計のファミリー件数は、米国がトップであり、中国、韓国、日本がそれに続いて拮抗しています。

近年、中国のファミリー件数が急増、韓国は増加傾向であるのに対し、日本、米国、欧州は減少又は横ばい状態です。

出願人ランキングは、近年、米国に代わり中国の企業が新たにランクインする一方、上位は日本企業が多くを占めています。

<出願人ランキング（2015-2017年、日米欧中韓台への出願）>

順位	出願人	件数
1	セイコーエプソン	188
2	カシオ計算機	62
3	サムスン電子（韓国）	57
4	ソニー	54
5	ナイキ（米国）	43
6	杭州 Qianbo テクノロジー（中国）	40
7	富士通	38
8	ゴルフゾン（韓国）	36
9	NTT	35
10	住友ゴム工業	32
10	パナソニック	32
10	IBM（米国）	32
13	韓国電子通信研究院（韓国）	30
13	寧波 Bulaiweier プロダクトデザイン（中国）	30
13	インテル（米国）	30
16	中国科学院（中国）	29
17	シャオミ（中国）	27
17	フィリップス（オランダ）	27
19	フィコム（中国）	25
20	BOE テクノロジー（中国）	24
21	キャノン	22

他にも、日本の件数比率と、中国・韓国の年平均増加率との比較がなされています。

「VR・AR 観戦」などの VR・AR 技術は、近年、成長が著しい分野です。「VR・AR トレーニング」「VR・AR スポーツ」は、中国・韓国が注力度を高めている中で日本の技術蓄積は少ない一方、「映像編集」「音響生成」は、日本の技術蓄積は多くなっています。

市場規模が大きく今後 5G の活用が見込まれる「みる」市場に向けて、「VR・AR 観戦」などの観戦体験の向上に資する技術の開発や、日本に優位性のある「映像編集」「音響生成」などの高度な映像サービスのための技術の活用に注力すべきであると提言されています。

日本の強みは、「陸上走行車両」、「カメラ」、「画像解析」、「予測・推定」と推定され、海外展開に際しては、パッケージ化によるソリューションビジネスが期待されると述べられています。

（参考）令和元年度 特許出願技術動向調査等の調査結果－経済産業省

<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200430003/20200430003-1.pdf>

KUNPU NEWS 2020.7月号をご覧いただきましてありがとうございました。  
これからも事務所一同、皆様の大切な知的財産に関する代理人として、全力を尽くしてまいりますので、宜しくお願ひ申し上げます。編集：須賀 文子（技術グループ）  
©2020 薫風国際特許事務所

<東京オフィス>

〒108-0014 東京都港区芝四丁目10番5号 ヒューリック田町ビル6階  
電話：03-6381-7461 FAX：03-6381-7462

<名古屋オフィス>

〒465-0095 愛知県名古屋市名東区高社1丁目263番地 一社中央ビル4階  
TEL：052-726-8655 FAX：052-726-8656  
E-mail: info-kunphoon@kunpu.co.jp URL: http://www.kunpu.co.jp/